

シリーズ 公的保障の基礎知識

Vol.2

公的年金②

— 遺族給付・障害給付

「自分が死んだら配偶者の収入は…」「重い障害を負ってしまったら…」

様々な不測の事態において、大きな心配事の一つはやはりお金。万一の際に、手厚い保障があれば心強いことは間違いないかもしれませんが、「もしも」に縛られすぎて今をないがしろにしては意味がありません。手当たり次第に保険に加入するのはなく、自分の身の丈に合った保障を考えたいものです。そのためにはまず、自分が受けることのできる公的保障を把握することが一つのキーポイントとなります。

本シリーズでは、公的保障の基本的な内容を読者の皆さんに知っていたただくことを目的とし、概略的に解説していきます。第2回目となる今回は、公的年金の中から遺族給付・障害給付を取り上げます。

遺族給付とは、年金を掛けている、または掛けていた本人が亡くなった場合、遺族に対して支払われる年金。障害給付とは、重い傷病を負った本人が受け取る年金です。

遺族給付

地方公務員（現職、OB・OG）が亡くなり、あとから述べる受給資格を満たした場合、その遺族に対し、共済年金制度から「遺族共済年金」、国民年金制度から「遺族基礎年金」が支給されます。なお、ここでは前職で民間企業等に勤めた経験（厚生年金加入歴）のないケースを中心に解説を進めます。厚生年金加入歴のある方は、この二つの他、「遺族厚生年金」が支給されます。

では、遺族共済年金・遺族基礎年金のそれぞれについて、解説していきます。

遺族共済年金

誰がもらえるの？

一口に「遺族」と言っても、どのような人を指すのでしょうか。遺族共済年金の対象となる遺族は、図1の範囲の人に限られます。例えば、兄弟姉妹は範囲外



(財) 地方公務員等ライフプラン協会
業務部企画課主査

紺谷健一郎

です。どのようない事情があっても遺族とはなり得ません。また、遺族には順位があり、最高順位の人に年金が支給されることとなります。最高順位の人が何らかの理由（死亡・再婚等）で受給権を失った場合、次順位の人に権利が移ります。これを転給と言います。

どんなときにももらえるの？

遺族共済年金の受給資格は複数ありますが、代表的な例を図2にまとめましたので、ご覧ください。遺族共済年金の計算には、組合員期間（非在職期間）が関係しますが、在職死亡等の場合、実際の組合員期間が25年以下のときは、25年（300月）とみなして計算することが可能です。ただし、民間勤務経験（厚生年金加入歴）のある人がこの計算方法を適用すると、遺族厚生年金を受給することができなくなります。このような人は、25年みなしの遺族共済年金又は、実期間から計算した遺族共済年金+遺族厚生年金

のいずれか一方、金額的に有利なパターンを選択して受給します。

「厚生年金相当部分」

公務上の死亡と、公務外の死亡とで年金額は異なりますが、ここでは公務外の遺族共済年金の金額について解説します。公務外の遺族共済年金は、主に次の二つの部分により構成されています。

- ・厚生年金相当部分
民間企業に勤める人が受け取る厚生年金に類似・相当した部分
- ・職域年金相当部分
共済年金独自の上乗せ部分。厚生年金相当部分の約5分の1の金額（共済年金加入期間20年以上の場合）

これは、前号で解説した退職共済年金と同様の構成で、組合員期間や在職中の給料・給与に応じた金額となるため、「給料比例部分」と呼ばれます。ただし、遺

図1：遺族の範囲

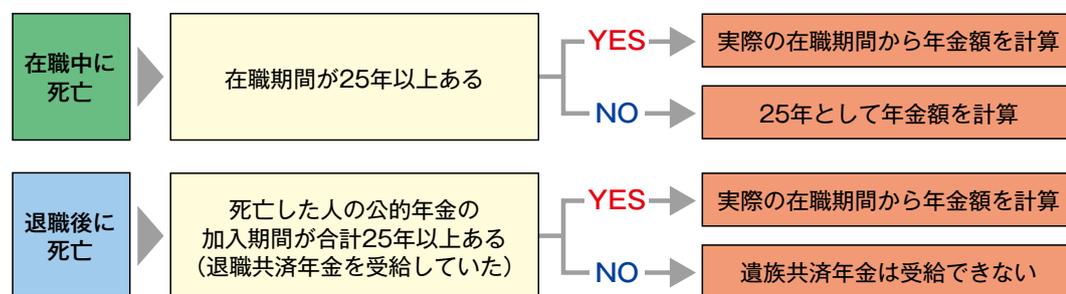
遺族…次のうち、死亡した人により生計を維持されていた人

順位	死亡した人との続柄
1	配偶者及び子
2	父母
3	孫
4	祖父母

- ※1 子は、18歳の年度末まで（≒高校卒業までの未婚の子か、障害等級1～2級の子に限られます。
- ※2 生計維持関係は、死亡した人と死亡時に生計を共にしており、かつ年収が850万円未満であることで認められます。

図2：ケース別 遺族共済年金受給権の発生例

・学校卒業後地方公務員として就職、民間企業に勤めた経験(厚生年金加入歴)の無い人を想定



※在職中に負った傷病により死亡した場合や、障害共済年金受給権者が死亡した場合等の取り扱いは、ここでは省略しています。

族共済年金の場合、同条件で計算した退職共済年金に比べ、4分の3の金額となります。

これらについては、個人での計算は困難です。現在、地方公務員共済組合では「地共済年金情報Webサイト」(<https://www.chikyonenkin.jp/>)にて、組合員に

対して将来の退職共済年金の試算額などの年金情報を提供しています。遺族共済年金の試算額は表示されませんが、退職共済年金の試算額(厚生年金相当部分・職域年金相当部分)に4分の3を掛ければ、自身が亡くなった場合のおおよその遺族共済年金の金額が推測できます。

また、組合員期間が20年以上の遺族共済年金の場合、次の金額が加算される場合があります。

- ・中高齢寡婦加算額(年額5万1700円・H23年度)

※遺族が40歳以上65歳未満の妻である場合、支給されます。後述する遺族基礎年金が受給できない場合にそれを補てんするような意味合いを持つ年金。そのような側面から、遺族基礎年金を受給することができる間は支給停止となります。

遺族基礎年金

地方公務員は、共済年金に加入すると同時に国民年金にも加入していますので、状況によって、遺族共済年金以外に遺族基礎年金も受給することができます。

もらえるのは妻か子

遺族基礎年金を受給し得る遺族の範囲は、遺族共済年金に比べ、大幅に狭まります。対象者は次の通りです。いずれも、亡くなった人との間に生計維持関係があ

図4：障害共済年金受給権発生までの一例

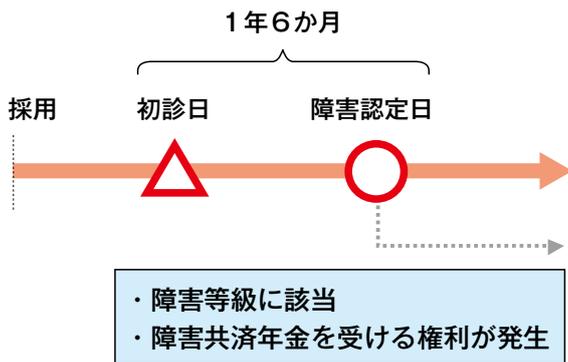
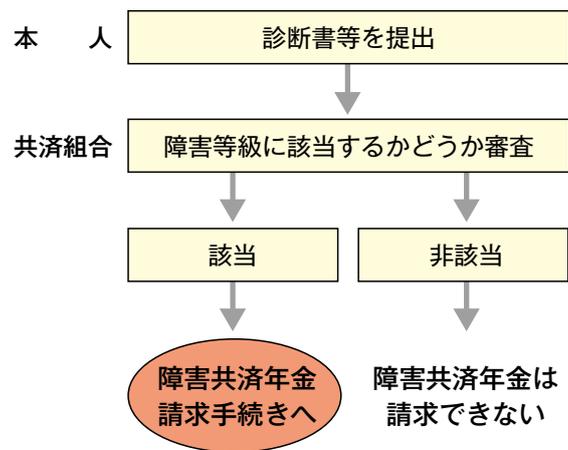


図5：障害共済年金請求までの手続きの流れ



障害共済年金を受給するためには、「障害認定」を受けることが必要です。加入している共済組合へ書類を提出し、審査を受けます（図5参照）。

どうすればいいの？

自分の病気や怪我が障害等級に該当するかどうかは、初診日から1年6か月を経過した時点（障害認定日・図4参照）の状況から判断されます。例外として、経過を見る必要のない場合（肢体の切断等）は、別途障害認定日が定められています。

利が発生します。組合員期間外に負った傷病は対象外となります。例えば、先天的な障害や、子供のころに負った障害などは対象外となります。初診日とは、その傷病について初めて医師の診察を受けた日を指します。

公務上の障害と公務外の障害とで年金額は異なります。ここでは公務外の障害共済年金について解説します。公務外の障害共済年金は、主に次の2

どうすればいいの？

また障害の程度により、年金ではなく、一時金が支払われる場合もあります。

年金の障害等級は、障害者手帳の等級とは異なります。手帳を持っているからといって、年金が支給されるとは限りません。

なお、障害認定日時点で障害等級に該当しなかった場合でも、その後65歳に達する日の前日までに重症化したときは、障害認定を受けることができます（事後重症）。事後重症で認定を受ける場合も、同様の手続きが必要です。

この部分により構成されています。

- ・厚生年金相当部分
- ・職域年金相当部分（厚生年金相当部分の5分の1程度の金額）

これまで解説してきた退職共済年金や遺族共済年金と同様の構成で、組合員期間や給料・給与をもとに計算されます。期間については、図6のように、採用から障害認定日までが算定基礎となりますが、25年未満である場合は、25年として計算します。

なお、障害等級1級に該当する場合は、これらの金額が1・25倍となります。

具体的な計算方法は煩雑ですが、計算式は退職共済年金に類似しています。前述の「地共済年金情報Webサイト」では、自身が将来受け取る退職共済年金の試算額を確認することができますので、「多くともこれぐらい」などという程度の目安にはなるでしょう。

さらに、障害等級1級・2級に該当する場合、付加的なものとして次の金額が加算される場合があります。

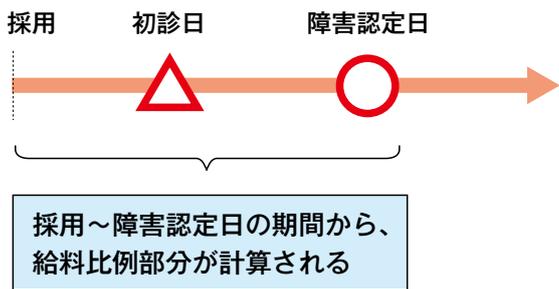
- ・加給年金額
（年額22万7000円…H23年度）

障害共済年金受給者に、次の要件を満たす配偶者がいる場合に加算されます。

〈要件〉

- ・配偶者が65歳未満であること
- ・年金受給者本人と配偶者との間に生計維持関係があること

図6：障害共済年金の算定基礎となる組合員期間



また、生計維持関係のある子の人数に応じた加算額があります。
子2人目まで：1人につき22万7000円

障害基礎年金の金額は次の通りです。
障害等級1級：98万6100円
障害等級2級：78万8900円
(いずれも年額・H23年度)

「障害基礎年金の金額は次の通りです。」

障害等級1級もしくは2級に該当すると、障害共済年金に加え、障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金

障害共済年金の加給年金額の加算条件は、H23年度から緩和されています。詳しくは本誌P.64の記事をご覧ください。

図7：(参考) 障害共済年金・障害基礎年金支給形態一覧

	3 級	2 級	1 級
障害共済年金 〔共済組合より支給〕	職域年金相当部分 厚生年金相当部分	加給年金* 22万7,000円 職域年金相当部分 厚生年金相当部分	加給年金* 22万7,000円 職域年金相当部分 厚生年金相当部分
障害基礎年金 〔日本年金機構より支給〕		障害基礎年金 78万8,900円～	障害基礎年金 98万6,100円～

※該当者のみ × 1.25

・障害共済年金の在職中支給停止
障害共済年金は、共済組合員である間

留意事項 (障害給付)

子3人目以降：1人につき7万5,600円 (いずれも年額・H23年度)
※ここでいう「子」の定義については、遺族基礎年金の項を参照してください。

(非在職中) は全額支給停止となります。
また、民間企業に再就職し、厚生年金の被保険者となる場合は収入に応じて一部支給停止となる場合があります (前号の退職共済年金の支給停止と同様)。これに対して、障害基礎年金は在職中も支給されます。

・退職共済年金の障害者特例

障害等級に該当する人は、「障害者の特例」を利用し、将来受ける退職共済年金を、通常よりも早期から満額として受け取ることができます。ただし、支給理由の異なる複数の年金は同時に受け取ることができません。その場合は、満額の退職共済年金、又は障害共済年金 (+ 障害基礎年金) のいずれか有利な方を選択して受給することとなります。障害等級3級の人は障害基礎年金の支給がありませんので、満額の退職共済年金の方が高額となるケースが多いでしょう。

以上、公的年金の遺族給付および障害給付について解説を進めてきました。次回は「地方公務員の健康保険制度 (共済組合短期給付) (仮題) を掲載する予定です。

〈お詫びと訂正〉
前号のP.30 3段目3行目の「雇用者」は「被用者」の誤りでした。訂正してお詫びします。